

平成28年2月第1回臨時会会議録

平成28年豊郷町議会2月第1回臨時会は、平成28年2月8日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
総務企画課長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
医療保険課長	北 川 貢 次
教 育 次 長	岩 崎 郁 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて
(豊郷町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 議第 2 号 豊郷町立日栄小学校増改築工事請負契約の変更につき議決を求め
ることについて
- 議第 3 号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 4 号 豊郷町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例
の一部を改正する条例案
- 議第 5 号 平成 27 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議第 6 号 平成 27 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 7 号 平成 27 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 8 号 平成 27 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 9 号 平成 27 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 10 号 平成 27 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3
号)

西澤博一議長 ただいまから平成28年2月第1回豊郷町議会臨時会を開会いたします。
(午前9時50分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。

よって、第1回臨時会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

最初に留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただくようお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議第1号専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成28年第1回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方、公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、専決処分案件1件、契約変更議案案件1件、条例改正案件2件、平成27年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）および各特別会計補正予

算 6 件の計 10 件を提案させていただいております。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第 1 号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 27 年 12 月 25 日に公布されました地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 108 号）が同日施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正する条例の一部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、本則第 51 条および第 119 条の 3 につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を要しないことの所要の改正であります。施行日が同日の平成 27 年 12 月 25 日であることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第 1 号について採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

西澤博一議長 全員起立であります。
よって、原案どおり承認されました。
日程第 4、議第 2 号豊郷町立日栄小学校増改築工事請負契約の変更につき議決を求めることについてを議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第 2 号豊郷町立日栄小学校増改築工事請負契約の変更につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成27年12月4日の定例議会において契約締結の議決を得ました、平成27年度工事第15号豊郷町立日栄小学校増改築工事につきまして、先立ってプールを解体し、増築校舎建築予定地の地盤情報を得るため、ボーリング調査を実施したところ、平成13年の校舎新築時に実施したボーリング調査箇所と比較して支持地盤は良質であったものの、地層地盤が弱いことが判明しました。この調査結果を受け、杭工、地盤改良工の見直しを行う必要があります、その結果、杭種の変更、地盤改良の厚みの変更が生じました。また、使用予定の工種の変更に伴い、工期を延長する必要が生じたため、仮設校舎のリース期間の変更が生じました。これらの変更に関し、385万3,440円を増額するものであります。

つきましては請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号および豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 1点は、1カ月、工期が延長されるということですから、工期延長にかかわる影響がどうなのかと。先ほどいただいた工期の延長では9月の新学期になっていますから、その影響がどうなのかというのが1点と、それから、先ほど全協で、この増額の部分は直接工事費とこの中に管理費が含まれているという説明でした。管理費はパーセントを乗じて掛けているということでしたので、直接工事費が幾らで、管理費が幾らなのか説明をお願いいたします。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

工期が1カ月延びるということで影響ということなんですけれども、10月に入りましたら、運動会があります。それに伴いまして、運動会の練習等がありますけれども、毎週、工事屋さん、行政、学校側、測量の会社の方と五、六人が毎週、そういう打ち合わせをしております。影響等がないように、少しでもうまく運動会の練習等ができるようにということで、いろいろ協議をしております。その中で、大丈夫だとこちらの方は思っております。その点は、以上です。

そして、直接工事費の関係ですけれども、変更が385万3,440円となっております。直接工事費に対しましては、300万ほどの工事費になっております。あと残りが管理費となっております。よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 直接工事費と管理費がおおよそこれぐらいだという回答でしたので、きちっとした額を、後でも結構ですので、お示しを願いたいと思います。

それと、影響でいいますと、日栄小は10月の中ごろに運動会ですが、今の説明ですと、運動会の準備に支障がないということだったんですが、つまり、運動会だけじゃないですよ。体育もあるわけですから、その辺のところも含めてちょっとどうなのか。今のは運動会だけの説明でしたけど、つまり、授業に支障が出てくるということですか。ちょっとその点だけ。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 再質疑にお答えいたします。そのことにつきましては、仮設校舎がありますので、その分ちょっと邪魔になるのかなという感じも受けましたが、工事屋さんとかいろいろ打ち合わせをしておられる中で、多少は影響はあるやろうけれども、授業等には影響がないということで確認はしておりますので、ご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

西澤博一議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第2号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5、議第3号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案および日程第6、議第4号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第3号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議第4号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第3号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、昨年8月6日、人事院勧告が行われ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案が国会において可決成立し、本年1月26日に公布されました。この法律に基づき、国家公務員の給与改正が行われることとなり、これと同様の措置を講ずるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容を申し上げますと、職員の給与について、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、昨年4月分の月例給が公務員給与を平均1,469円、0.36%上回る結果、公務員給与が民間給与との格差が生じているとする勧告により、俸給表を改正するものです。また、特別職についても、民間事業所における支給状況等を踏まえ、0.1月分を勤勉手当に配分し引き上げ、年間4.20月に改正するものであります。

なお、給与および特別給の改正の規定は、平成27年4月1日から適用し、施行するものであります。

続いて、議第4号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、議第3号の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正とあわせ、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、この法律の第7条の2に基づき、所要の改正を行うものです。

改正内容を申し上げますと、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.15月に改正するものであります。また、改正の規定は一般職の職員と同様に平成27年4月1日から適用し、施行するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村さん。

今村議員 まず、議第3号、職員給与に関する条例の一部を改正する条例案で、これは昨年の人勧の勧告によって給与を若干引き上げるという話なんですけれども、

先の全協で説明をお聞きいたしました。うちの職員さんの人数のうちで、現給保障を伴わない、実態的に職員給与の改正によって引き上げをされる職員の数と、それから、平均引き上げ額、給与と勤勉手当等を含めて、27年4月で遡及してやるということですが、どのぐらいになるのか説明してください。

それから、議第4号の方ですが、特別職の同じような条例改正案が出ておりますが、これでいきますと、特別職の期末手当、27年4月1日に遡及するという形になってはいますが、基本的には27年度で幾ら引き上げになるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、現給保障のことですが、全協でもご説明いたしました。まず、1級の給与表の適用者については、職員が13名おります。この13名は、全て今回の支給対象者になります。要するに、現給保障の職がないということですが、次に、2級につきましても、18名の職員ということで、これについても現給保障の対象者ではありません。次、3級につきましても、25名の職員が、この級に属しておりますが、25名のうち22名が現給保障の対象職員でございます。次、4級につきましても、職員15名のうち、現給保障の対象職員は11名。5級の職員数は8名、うち現給保障対象者は3名。6級につきましても、職員数は8名でございますが、このうち現給保障者は6名でございます。合計しますと、行政職員数で87名、うち現給保障の対象職員が42名。今回、この差額の対象になりますのは、45名が対象になるというものでございます。

それと、今回のこのアップ分の平均でございますが、私が計算しましたら、0.4292%が一応増額の率になるものでございます。

それと、特別職の今回の改正でということですが、特別職につきましては、現在の条例でいきますと、町長、副町長、教育長、それと議員の皆様がこの条例の対象になります。それで、町長につきましては、全て特別職は0.05月の改正ということになりますので、規則で定められております規則額の加算金、加算額というのは100分の15というのが定められておりますが、これを含めまして増えます金額だけ言いますと、町長につきましては3万9,100円の増、副町長が2万700円、教育長につきましては、2万9,498円ということで、この3名については8万9,298円ということ

になります。それと、議員の方につきましては、これもそれぞれ議長、副議長、議員で金額が異なりますが、議長で言いますと1万4,173円、それと副議長につきましては1万235円、議員につきましては1人9,315円ということの増額というものであります。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7、議第5号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第5号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785万7,000円を追加

し、歳入歳出予算総額を42億7,502万4,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金785万7,000円を追加するものであります。

歳出では、議会費9万5,000円、総務費138万8,000円、民生費157万5,000円、衛生費279万1,000円、農林水産業費29万円、土木費46万7,000円、教育費125万1,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳出では10ページ、款4項1保健衛生費、目1保健衛生費、節13委託料125万9,000円は、健康診断に係る委託料の増額、19負担金、補助金及び交付金20万円は、特定不妊治療費等助成金でございます。目2予防費、節13委託料88万8,000円は、結核検診X線撮影及び感染症予防接種委託料の増額分でございます。

13ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の需用費、修繕料8万6,000円は、旧校舎南側多目的トイレドア修繕費を計上したものであります。

計上しました内容は、いずれも緊急性のあるものとして補正予算に計上したところであります。また、それ以外の補正予算の内容は、議第3号の職員の給与改正に伴います人件費として2の給料、3の職員手当及び給料、職員手当に関します4の共済費について、款1議会費から款10教育費までを増額の上、計上したものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 ちょっと提案説明と、よくわからなかったのです。この補正予算に第4号の特別職の常勤のもの増額は含まれていないんですか。今の提案説明だと、第3号のかかわる共済分だということでしたので、まずそれが1点。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の質疑にお答えをいたします。

特別職の分も含んで計上しております。提案説明の方に欠落しておりまして、申しわけございません。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 提案説明にそれが欠落していたということはわかりました。そうしますと、次にお聞きしたいのは、特別職の分がこの補正予算のどこで計上されているのか、特別職分という説明がありません。当初予算の給料のところでは、特別職と一般職に分けて掲載されていますが、今回の補正の提案では、それがありませんので。先ほどの説明では、議員の分も特別職で増加になるというような説明だったと思うんですが、議会費の中でもその分がないのではないかと、増額分が。これは一般職の分しか、見る限りありませんが、議員の分がどこにあるのか。それから、特別職の分がこれでは区分がわかりませんので、説明をお願いします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、特別職の分でございますが、ページで申し上げますと、歳出の7ページの款2総務費、項1総務管理費のうち、2の給料というところがございまして、ここには一般職給と書いておりますが、この13万円の中に町長、副町長の分を含めて計上をしております。

それと、13ページでございますが、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の給料5万5,000円でございますが、これも一般職給と書いておりますが、ここに教育長の分を含めて計上しているところでございます。

それと、議員の分でございますが、当然、議員につきましては、節が報酬になりますので、1からになります。これにつきましては、局長の方から答弁がされると思いますので、よろしく願いいたします。

議会事務局長 事務局長は離席することが許されませんので、この場にて発言することを許可願いたいと思います。

西澤博一議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 今ほどの鈴木議員の、議員の分の報酬でございますけれども、これにつきましては、本年度の当初予算で当然12名分をみております。ところが、4月の段階で議員が1名欠員という時期がございました。これによりまして、現行予算の中でまわれるという計算をいたしましたので、今回の補正には上げておりません。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 8番、鈴木議員。

鈴木議員 まず、事務局長、議会事務局費のその措置は非常に正しくないのではないか

と私は思うんですね。答弁は、議員全体の中で1名欠員があった分があって、その部分で賄えるというので、今回は計上しなかったというんですが、条例の一部改正の改正として、特別職の条例、それに伴うものだというので提案されているんです、増額分を。だから、これが可決されて、初めてその分の予算が執行するわけでしょ。それを今の現行の予算で執行するのは、これは違法じゃないんですか。これは、非常に怠慢だと思います、はっきり申し上げて。まだ、今日、提案されて、これが可決されて初めて増額されるわけでしょ。だったら、それはきちっとした措置をするべきじゃないですか。今の答弁だと、これが可決される前から、もうお金があるからと。事務的には、わかるんですよ。しかし、きちっと対処すべきじゃないかと、手続はきちっとやるべきじゃないかと思うんですが、きちっとした回答をお願いをしたいと思います。

それと同じことですが、町長、副町長の分はこの給料の中に入っていると。これも例えばここに一般職給等というのが入れば、それはそれなりにここに額もあれなので、そうだったのかなと理解もできるんですが、一般職給としか書いていませんから、ここには町長、副町長の増額分はこの補正予算にはないと、説明ではこの中に含めているんだということですが、これは説明資料で、あくまで一般職給としか書かれていませんから。私はもともと町長の給料の値上げにも反対いたしましたし、副町長の設置にも反対をした立場から申し上げればなおさらなんですが、今回、この補正予算の中には町長、副町長の増額分はないとしか、この予算書を読む限りにおいては、そういうふうに取り扱われるのですが、その点の回答をお願いします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

ご指摘のとおり、説明の欄のところに一般職給ということで、本来ここで特別職給というのを書くのが本来だと思います。今後、説明の欄の書き方については、十分注意をして、今後は掲載をしていきたいと思っています。そういう意味で、先ほどの鈴木議員の質疑の中で、金額のことがありましたので、それぞれ金額について細かく説明をさせていただきましたので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議会事務局長 再度、事務局長席で答弁することを許可願いたいと思います。

西澤博一議長 角田議会事務局長。

議会事務局長 今の鈴木議員の再々質疑でございます。ご指摘はごもっともかと思っております。4月の段階で2名の欠員がございました。その後、補欠選挙が4月後半にござい

ました。少し動きがあったわけでございます。11月に改選が昨年ではございましたが、そこで本来は、報酬の減、増をすべきでございましたが、12月の段階でできず、今日に至っているということでございます。気をつけながらやっていきたいということでございます。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

高橋議員 議長。

西澤博一議長 3番、高橋議員。

高橋議員 議第6号、一般会計補正予算の13ページで質疑をさせていただきたいと思っております。

事務局費の修繕料で、8万6,000円のドアの修理という部分で上がっている部分なんですけど、根本的なところで、旧校舎が教育財産なのかどうかという部分で、教育委員会の事務局費の中で、あの校舎のドア、当然、故障したら直さんならんのはよくわかるんですけど、教育費にこっだけ使っています、土木費にこっだけ使っていますという中には、この教育費も上がってくるだろうと思うんですけど、最終的には。その部分でいうと、あの旧校舎の中に図書館が併設されていて、図書館の部分については、これは教育委員会の教育費やというのは十分理解はできるんですけど、南側のドア、管理をしているのが教育委員会事務局がしているという部分では、することをとやかく言うんではなしに、根本的に教育財産なのかどうかということから、ちょっとどうなんかなという部分がありますので、まず教育財産かどうかという部分の答弁と、今後どうしていくかという部分だけちょっと総務企画課の方でご説明を願った方がいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 高橋議員の質疑にお答えをさせていただきます。

旧の豊郷小学校の校舎の財産でございますが、これにつきましては、全て包括しますと行政財産という考え方をしております。ただ、今言われましたように、図書館なり、事務局が入っているということで、面積割合を出すのかということもあるかと思いますが、現在では管理は教育委員会の方でしていただいておりますが、財産的には行政財産、普通財産と理解をしております。

それと、修繕費の関係でございますが、確かに傷んだところを教育費でみるのか、また私どもの企画費あたりで別途のところで見るとかという議論は当然あります。今回もそういったこともあったわけなんでございますが、ただ、大

きい修繕についてはやはり全体的に総務費の方で支出をしていきたいと思いますが、この辺の小さな維持管理といいますか、ほんまの消耗品を含めた中でいきますと、現在、教育委員会の事務局費の方で光熱水費とかそういったものも計上している関係がありますので、今回については、修繕費をこの教育委員会の事務局費で計上させていただいたということでございます。今後、別枠で設けるのかということもありますし、それについては、もう少し時間をいただいて、今後、どこで計上するかという検討をしてまいりたいと思います。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

西澤博一議長 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8、議第6号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)から日程第12、議第10号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第6号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)から議第10号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)までの各特別会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

議第6号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を10億7,984万1,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金12万6,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費12万6,000円を追加するものであります。

議第7号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2,064万4,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金7万8,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費7万8,000円を追加するものであります。

議第8号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億6,133万5,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金12万6,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費5万2,000円、下水道事業費7万4,000円を追加するものであります。

議第9号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5億9,918万5,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金19万3,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費の11万5,000円、地域支援事業費7万8,000円を追加するものであります。

議第10号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5,675万円とするものでございます。

歳入では、繰入金7万1,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費7万1,000円を追加するものであります。

各特別会計補正予算につきましては、一般会計補正予算同様、議第3号の職員の給与改正に伴います人件費分としまして、歳入では一般会計から繰り入れにより、歳出では2の給料、3の職員手当及び給料職員手当に関連します4の共済費について、それぞれ増額の計上をしたものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第6号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第6号を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これより議第7号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第7号を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これより議第8号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第8号を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これより議第9号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第9号を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これより議第10号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤博一議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員

(起立、多数)

西澤博一議長

起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、本臨時会に提案されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて、平成28年2月第1回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時35分 閉会)